

平成十七年十月、志津川町と歌津町がひとつになり、南三陸町が誕生しました。わたしたち南三陸町民は、豊かな自然と人々の絆を大切に、希望にあふれる未来を拓くため、ここに町民憲章を定めます。

## 南三陸町民憲章

わたしたちは、この素晴らしい町に暮らしながら共に成長してゆくことを願ってここに、希望の姿をうたいます。

海のように広い心で

魚のようにいきいき泳ごう

山のように豊かな愛で

繭のようにみんなを包もう

空のように澄んだ瞳で

川のように命をつなごう

大きな自然の手のひらに

抱かれている町 南三陸



# 町民憲章を制定しました

合併5周年の節目の年にあたり、町民一人ひとりに南三陸町への誇りと愛着を持っていただくとともに、町民の一体感を醸成するために「南三陸町民憲章」を新しく制定しました。

## ■町民憲章の構成

町民憲章は、「制定趣旨」と「憲章（本体）」で構成しており、憲章そのものは「前文」と4文節からなる「本文」で構成しています。

## ■基本的な考え

- 町民憲章を制定するにあたり、次の事項に配慮した内容としました。
  - ・恒久的に町民の心の拠り所となる共通の目標であること。
  - ・町民にとって身近で親しみやすく印象深く感じられること。

・音読したときに心地よく耳に入ってくること。

・簡潔でわかりやすいこと。

○協働によるまちづくりを念頭に町民参加による制定を目指し、広く町民の皆さんから町民憲章に関するキーワードや意見を募集したほか、町内の学識経験者等で構成する「南三陸町民憲章検討委員会」を設置し、素案の検討を行いました。

○皆さんから募集したキーワードでは、「海」「山」「川」といった自然に関するものや「絆」「優しさ」「暖かさ」などの人柄に関するものが数多く寄せられました。応募のあったこれらのキーワードは、検討委員会における素案策定の際に参考として活用しました。

## 町民憲章の解説

### ■制定趣旨について

平成十七年十月、志津川町と歌津町がひとつになり、南三陸町が誕生しました。わたしたち南三陸町民は、豊かな自然と人々の絆を大切に、希望にあふれる未来を拓くため、ここに町民憲章を定めます。

### 【説明】

志津川町、歌津町が合併したことを「ひとつになり」ということばで表現しました。また、私たちの生活に密着し、山と海の恩恵を与えてくれる豊かな自然環境を守り、生活していくうえで最も重要な人々の「絆」や「つながり」を大切にしながら、希望にあふれる南三陸町の輝かしい未来を拓いていくことを目指すこととしています。

### ■前文(リード文)について

わたしたちは、この素晴らしい町に暮らしながら共に成長してゆくことを願ってここに、希望の姿をうたいます。

### 【説明】

豊かな自然や歴史に育まれたこの町に暮らす人々が、お互いに支えあ

いながら、未来を信じて共に成長していくことを願い、表しています。

また、誰もが親しみを感じる「うたう」という表現を用いて、町民憲章に愛着をもって欲しいと願うとともに、うたうように憲章を唱和することを表しています。

### ■本文について

#### 第1節

海のように広い心で  
魚のようにいきいき泳ごう

### 【説明】

おおらかに広がる海の姿に、日々の暮らしを受け入れる心の持ち方を重ねながら、南三陸の海をいきいきと泳ぐ魚のように、健やかに心身を育み、向上心を持って活力ある生活を営もうという姿勢を表しています。

#### 第2節

山のように豊かな愛で  
繭のようにみんなを包もう

### 【説明】

様々な生命を内包している山の寛容さに、他者を受容する心の大きさを重ねながら、この町の歴史に残る

繭のように、細やかな優しさをすべての人に向けてゆこうという姿を表しています。

#### 第3節

空のように澄んだ瞳で  
川のように命をつなごう

### 【説明】

緑ゆたかな町並みの上に広がる空の美しさに、物事を純粹な視線で見つめることの尊さを重ねながら、町の中を流れる幾つもの川の恒久的な姿に命のつながりを感じるように、協力して絆を深めようという思いを表しています。

#### 第4節

大きな自然の手のひらに  
抱かれている町 南三陸

### 【説明】

海と山に抱かれている、この恵み多いふるさとに改めて目を向け、その恩恵に感謝しながら、敬愛の心をもって生きてゆこうという誓いの心を表しています。

## ひとことインタビュー

一般町民代表として、町民憲章検討委員会に参加した工藤真弓さんに話を聞きました。



町民憲章検討委員会委員  
工藤 真弓さん  
(上の山)

約半年の期間、町民憲章検討委員会に参加させていただき、より良い町民憲章にするための検討を重ねてきました。大変だったのは「町民憲章の文章表現をどのようにするか？」というところで、ほかの市町村の町民憲章を見ても、一般的な表現を用いているものから、独創的な表現を取り入れたものなど様々です。最終的には「町民の皆さんから募集したキーワードや意見の結果を取り入れて、子どもが見ても分かりやすく親しみの持てる表現にしましょう。」ということにまよりました。私たち南三陸町民は、すばらしい大自然のなかに住んでいます。より多くの皆さんに愛着を持っていただき、この町民憲章を読むたびにそれを思い出してほしいと思います。